

伊予市教育大綱

～ 生涯学習都市の創造 ～

令和3年度～7年度



令和3年3月

本市では、平成27年4月1日から施行された
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を
改正する法律」第1条の3の規定に基づき、本市の教
育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育施策の目
標や施策の根本となる方針を定めた「伊予市教育大綱」
を平成28年3月に策定しました。

その計画期間が、令和3年3月をもって満了するこ
とに伴い、同大綱を改定するものです。

令和3年3月

伊 予 市

1 基本理念

「生涯学習都市の創造」

- 心豊かで創造力がある市民の育成
- 未来を担う子どもたちの健全な育成
- 学びの機会の充実と歴史・文化の未来への継承
- 日常的にスポーツに親しむ元気なまちづくりの推進

2 教育大綱の体系

改定後の伊予市教育大綱は、「第2次伊予市総合計画」に掲げる「生涯学習都市の創造」を基本理念として、3つの基本目標と8つの基本方針を設定し、伊予市の将来像である「まち・ひとともに育ち輝く伊予市」の実現を目指します。

3 計画期間

伊予市におけるまちづくりの指針である「第2次伊予市総合計画」を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

基 本 理 念
生 涯 学 習 都 市 の 創 造



基本目標 1	社会総がかりで取り組む教育の推進
基本方針	(1) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進 (2) 安全・安心な学校づくりと教育環境の整備

基本目標 2	生きる力を育む教育の推進
基本方針	(1) 確かな学力、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進 (2) 人権・同和教育の充実と児童生徒の健全育成 (3) 特別支援教育の充実

基本目標 3	生涯学習の推進と文化・スポーツの振興
基本方針	(1) 地域の教育力を育む生涯学習の推進 (2) 文化の振興・文化財の保護 (3) スポーツ・レクリエーションの振興

基本目標 1

社会総がかりで取り組む教育の推進

基本方針

(1) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

急速に変化する社会情勢を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、学校・家庭・地域・企業等の多様な主体が連携・協働して地域に開かれた信頼される学校づくりを推進し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

また、学校・PTA・愛護班・公民館等の連携により、ボランティア活動や自然体験活動等、多様な活動の推進を図ります。

さらに、青少年の健全育成事業や家庭教育・子育てサポート事業による、家庭・地域の教育力向上を目指します。

(2) 安全・安心な学校づくりと教育環境の整備

教職員の危機管理意識を高め、学校における危機管理体制を整備するとともに、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制の強化に努めます。さらに、施設においては、長寿命化等により、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保します。

また、防災教育や交通安全・防犯教室などを通じて子どもたちに「自らの命は自ら守る」という意識を育てるとともに、新しい生活様式の定着を図ります。

加えて、「GIGAスクール構想の実現」を踏まえた教育の情報化を推進し、子どもたちの学びの保障に努めるとともに、情報活用能力の育成に努めます。

基本目標 2

生きる力を育む教育の推進

基本方針

(1) 確かな学力、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

予測困難な社会に対応するためには、知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、子どもたちの生きる力を育む必要があります。

そのためには、幼稚園においては、生きる力の基礎を培うために、学びや育ちの連続性を目指した幼児教育に努めます。

また、小・中学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う中で確かな学力の定着・向上を図るとともに、倫理観や社会性、規範意識の向上に努め実践力を高めます。

さらに、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成と体力の向上に取り組めます。

(2) 人権・同和教育の充実と児童生徒の健全育成

真に人権が尊重される地域社会の実現を目指し、同和教育をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学校・家庭・地域が連携した教育及び啓発活動・相談体制の充実に努めます。

また、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を体系的・組織的に行うとともに、認め合える風土を醸成し子どもたちが主体的に考え、実践する取組を進めます。

さらに、不登校や児童虐待等の諸問題の未然防止と早期解決のため、職員研修を充実させるとともに、関係機関との連携を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちが自立と社会参加を目指し、安心して学ぶことができる環境整備に取り組んでいく必要があります。

そのために、早期からの切れ目のない支援体制や教育相談体制を充実させるとともに、障がいのある子どもたちの理解に努め、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。

さらに、共生社会の実現に向け、障がいのある子どもとない子ども、そして地域の人々との交流学習に積極的に取り組みます。

基本方針

(1) 地域の教育力を育む生涯学習の推進

多様化する生涯学習に対する住民ニーズに応えるため、文化交流センターや各地区公民館等を核として、地域の特性を生かした生涯学習を推進します。

そのために、学習環境や活動の場、学習者や指導者のネットワークを広げることにより、市民の学びに対する意欲をさらに高め、学びを通して気軽に社会参加することで社会貢献につなげます。

さらに、地域の社会教育活動の活性化により、自治意識を高めます。

(2) 文化の振興・文化財の保護

豊かな自然と歴史に育まれた多様な地域文化や伝統芸能などの保存・伝承を支援し、新たな地域文化の創造に取り組むとともに、文化交流センターを有効活用した芸術文化の学びの場や活動成果の発表の機会を整備することにより、芸術文化の振興を図ります。

また、数多くの文化財の適切な保存や、関連する展示会等の開催による積極的な活用を通して、市民の地域への愛着心の醸成や地域コミュニティの形成を推進します。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

ワークライフバランス志向や高齢化など社会環境が多様化する中で、生きがいづくりや健康増進、体力の向上など、スポーツの果たす役割はますます増大しています。

そこで、誰もがスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、幅広い年齢層におけるスポーツ人口の拡大や世代間の交流を図るとともに、心身ともに健康で生きがいのある生涯スポーツの振興に努めます。

また、スポーツ関係団体育成のための積極的な支援を行うとともに、市民のスポーツの生活化、運動習慣の定着化の促進を図ります。